

審 查 基 準 整 理 票

処 分 名	登録証明書の再交付		
根拠法令名	大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則 (平成 21 年規則第 31 号)	(条項) 第 7 条	
基準法令名	大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則 (平成 21 年規則第 31 号)	(条項) 第 7 条	
所管部署	健康福祉部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	—
【審査基準】 ・文書の名称 【 ・掲載図書等 【 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載			
[登録証明書の再交付基準] 登録証明書の再交付については、大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第 7 条に規定する「登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したとき」に該当することを基準とする。			

参考

[根拠法令]・[基準法令]

《大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則》
(登録証明書の再交付)

第7条 登録業者は、登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、登録証明書再交付申請書(様式第8号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。この場合において、登録証明書の破損又は汚損により再交付の申請をするときは、当該申請書に破損又は汚損した登録証明書を添付しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をも
って代えることができる。